

消費税率の引き上げに伴う給付金のお知らせ

4月の消費税率の引き上げに際し、家計への負担を減らすために対象者に、1回に限り、いずれか1つの給付金を支給するものです。

申請期間:7月1日(火)~平成27年1月5日(月) 消印有効
※6月下旬に対象と思われる人へ申請書を郵送します。

臨時福祉給付金

市民税が課税されない人への給付金です。

●対象

平成26年度の市民税(均等割)が課税されない人が対象です。

ただし、市民税(均等割)が課税されている人の扶養親族、生活保護を受けている人などは対象となりません。

●支給額

1人につき10,000円

※加算対象者は1人につき5,000円を加算

※加算対象者(複数の加算措置に該当する場合も1人につき5,000円)

(例)

- ・老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等の受給者など(平成26年3月分の受給権があり、4月分または5月分の年金の支払いがある人が対象です。)
- ・児童扶養手当、特別障害者手当等の受給者など(平成26年1月分の手当等を受給している人が対象です。)

子育て世帯臨時特例給付金

児童手当を受給している子育て世帯への給付金です。

●対象

平成26年1月分の児童手当や特例給付(※1)受給者等が対象です。

ただし、平成25年中の所得が児童手当の所得制限限度額以上の人や、「臨時福祉給付金」の対象者並びに生活保護を受けている人などは対象となりません。

●支給額

対象児童1人につき10,000円

◎対象児童の生年月日

平成10年4月2日から

平成26年1月1日まで

※1 特例給付は所得制限限度額以上の人へ支給する名称で、児童1人あたり月額5,000円を支給しているものです。

◎両方の給付金の対象になる場合は、「臨時福祉給付金」を申請してください。

給付金の申請、支給方法

●申請期間

7月1日(火)~平成27年1月5日(月)消印有効(※この期間を過ぎると申請できません。)

●申請方法

申請書に必要事項を記入し、必要書類(本人確認書類、口座の写しなど)を貼付のうえ、同封の返信用封筒にて郵送するか、市役所窓口へ提出してください。

●申請先

臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金担当

●窓口(月~金曜 9:00~17:00【土・日・祝日は除く】)

○市役所本庁舎1階ロビー(7月1日(火)~8月29日(金))

※9月1日(月)以降は、社会福祉課(臨時福祉給付金)・子育て支援課(子育て世帯臨時特例給付金)が窓口となります。

○支所窓口(因島総合支所、御調・向島・瀬戸田・浦崎・百島支所、向東連絡所)

●支給方法

原則、口座振込で、申請書に記入の指定口座へ入金します。

※金融機関へ口座がない場合は、現金で受け取ることができますが、期間と受取場所を限定します。

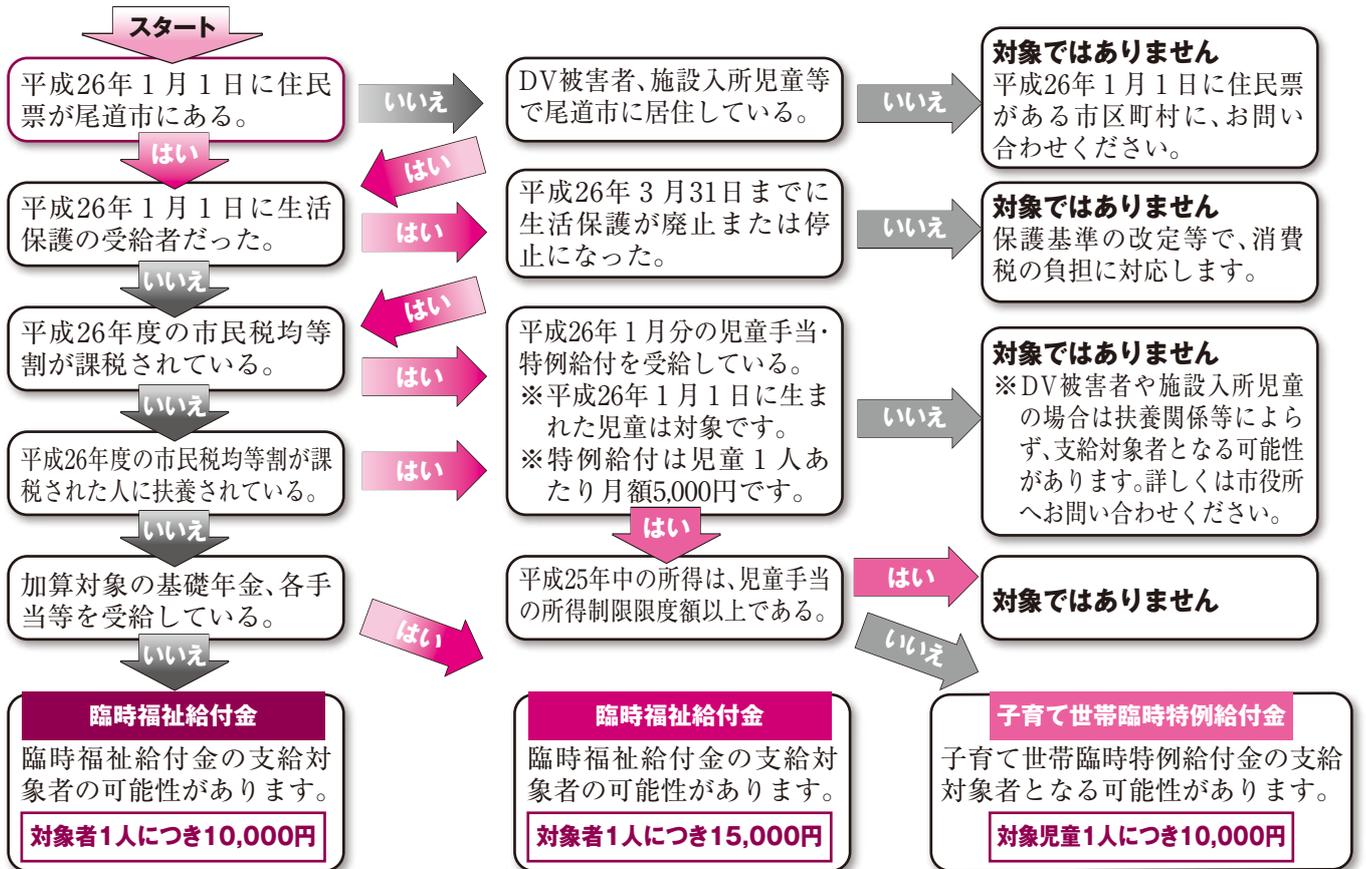
平成26年1月分の児童手当を受給している公務員の人へ

勤務先から配布される「子育て世帯臨時特例給付金申請書」に記入・押印のうえ、「受給証明書」等を添えて期間内に申請してください。

※市から申請書は送付しません。

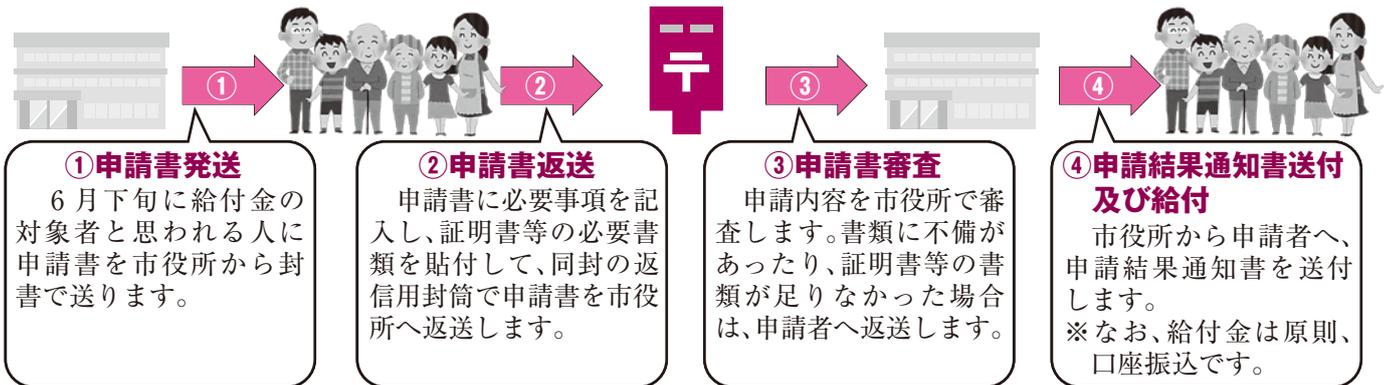
対象者診断チャート

※当チャートはあくまで一般的な場合を想定しています。



◆扶養親族等の範囲については、税法上の控除対象配偶者、配偶者特別控除における配偶者、扶養親族、青色事業専従者及び白色事業専従者です。

給付金申請から支給までの流れ



※支給対象になる可能性がある人で、申請書が7月に入っても届かない場合は、お問い合わせください。

問い合わせ先

●申請方法に関すること

臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金
 コールセンター (☎0120-084-837【6月16日(月)~】)
 受付時間 8:30~17:15(土・日・祝日は除く)
 (担当課:社会福祉課(☎0848-37-3600)・子育て支援課(☎0848-38-9112))

●制度に関すること(厚生労働省)

2つの給付金に関する専用ダイヤル
 (☎0570-037-192)
 受付時間 8:00~18:00(土・日・祝日は除く)



「臨時福祉給付金」(簡素な給付措置)や「子育て世帯臨時特例給付金」の
“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

市町村や厚生労働省などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市町村や警察署(または警察相談専用電話(#9110))にご連絡ください。



市・県民税納税通知

平成26年度市・県民税納税通知書(個人納付書)は、6月中旬に送付する予定です。

納期限

【第1期】6月30日(月)【第2期】9月1日(月)

【第3期】10月31日(金)【第4期】2月2日(月)

※納税には安全便利な口座振替をご利用ください。

☎市民税課(☎0848-38-9154)

因島瀬戸田市民税係

(☎0845-26-6227)

井戸水の管理

定期的に水質検査を受けましょう

井戸水などを飲用している場合は、自分自身で井戸などの施設や水質の管理をしなければなりません。

重金属や病原性のある細菌、農薬や化学物質によって井戸水が汚染

されている可能性もあります。

■安心して井戸水などを飲むために

◇井戸などの施設と周辺の点検、清掃を行い、いつも清潔に保ちましょう。

◇関係ない人や動物を近づけないようにしましょう。

◇毎朝コップに水を採って、色、濁り、味、臭いを調べて異常を感じたら点検しましょう。

◇より安全のために、2分以上沸かしてから飲むようにしましょう。

■井戸水が飲用に適するかどうか、定期的(1年以内ごとに1回)に水質検査をおこないましょう。

通常の検査は「①一般細菌②大腸菌③亜硝酸態窒素④硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素⑤塩化物イオン⑥有機物⑦pH⑧味⑨臭気⑩色度⑪濁度」の11項目が対象です。

しかし、井戸水は地質由来に由来するため、フッ素、鉄、マンガン、ヒ素等重金属類を含有する場合があります。

ます。過剰に摂取した場合、健康に被害を受ける場合があります。このため11項目以外も定期的に検査を受けるようにしましょう。御調地区は特にフッ素の含有量が多いと言われています。

検査は、厚生労働大臣の登録を受けた検査機関で受けることができます。

登録検査受付機関

○尾道食品衛生協会(県東部保健所内/古浜町26-12)

(☎0848-23-8130)

○因島食品衛生協会(因島福祉会館内/因島田熊町4482-1)

(☎0845-22-3259)

○三原食品衛生協会(県東部建設事務所三原支所内/三原市円一町2-4-1)

(☎0848-64-2910)[生口島にお住まいの人]

※検査に要する費用等は各機関に直接お問い合わせください。

☎環境政策課(☎0848-38-9434)

旅券(パスポート)の名前・本籍に変更があった人へ～訂正方法が変わります～

婚姻等の理由で、パスポートの名前や本籍地の都道府県名等に変更があった場合の訂正方法が変更されました。3月20日より「訂正申請」が廃止され、「記載事項変更申請」という新たな方式が導入されました。

「記載事項変更申請」の特徴

○新たなパスポートが作成されます。(旅券番号や顔写真等も変更になります。)

○有効期間は元のパスポートのままです。

○手数料は6,000円です。

	記載事項変更	新規切替
パスポート本体	新たなパスポート	新たなパスポート
残存有効期間	元のまま	切り捨て
手数料	6,000円(共通)	10年 16,000円 5年 11,000円 12歳未満 6,000円
本人確認欄	顔写真や署名を含め、全て変更	顔写真や署名を含め、全て変更
申請から受け取りまでの期間	8~9日(閉庁日を除く)	8~9日(閉庁日を除く)
代理人による受け取り	不可	不可

※既に「訂正申請」をしているパスポートについては、さらに名前や本籍地等に変更がない限り、「記載事項変更」の申請はできません。本人確認欄の内容(署名など)の変更を希望する場合は、新規のパスポートを申請してください。

持参物 お持ちの旅券(パスポート)、申請書、戸籍抄本または謄本、顔写真(旅券用で6カ月以内に撮影されたもの)等

☎市民課(☎0848-38-9150)

因島総合支所市民生活課(☎0845-26-6208)

清掃

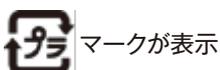
～毎月1日は
「門前清掃の日」です～

【旧尾道・御調・向島地区】 〇清掃事務所 (☎0848-48-2900)
【因島地区(原・洲江含む)】 〇南部清掃事務所 (☎0845-24-0432)
【瀬戸田地区】 〇南部清掃事務所瀬戸田分所 (☎0845-27-0454)

容器包装プラスチック・ ペットボトルの分け方・出し方

■容器包装プラスチックとは

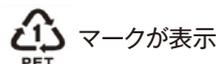
「中身を食べたり使ったりして、いらなくなったプラスチック・ビニール製の容器・袋・包装」のことです。
※汚れを取り除き、透明な袋に入れて「容器包装プラスチックの日」に出してください。



(例) カップめん、プリン・ゼリーの容器、シャンプー、たまごパックの容器など

■ペットボトル

※ふたとラベルは外し、透明な袋に入れて
ふたとラベルは→「容器包装プラスチックの日」
ボトルは→「ペットボトルの日」
汚れの落ちない物は→「もやせないごみの日」に、ただし、ソースや食用油などのボトルは「もやせるゴミの日」に出してください。



正しい分別が大切なリサイクル資源を生み出します！

休日のごみ持込受付は「6月22日(日) 8:30～12:00」

対象物は、家庭からのごみです。正しく分別して持ち込んでください。

①尾道市クリーンセンター (※資源物・粗大ごみも含む)	〇清掃事務所 (☎0848-48-2900)
②南部清掃事務所 (※粗大・燃やせないごみも含む)	〇南部清掃事務所 (☎0845-24-0432)
③瀬戸田名荷埋立処分地	〇南部清掃事務所瀬戸田分所 (☎0845-27-0454 / 当日:☎0845-27-4810)

※向島クリーンセンター・因島リサイクルセンターでは行いません。

「門前清掃(もんぜんせいそう)運動にご協力ください

門前清掃は、門先清掃とも言い、自宅や会社などの周りをボランティアで定期的にきれいにしようという運動です。

市では、この運動を広く提唱し、地道で息の長い運動にしていきたいと考えています。落ちているごみを拾い、雑草が生えていれば抜き取るなど、一人ひとりのちょっとした行動で地域の美化が保たれます。

“きれいな尾道”をみんなでつくりましょう。

今こそ、住まいの耐震化を！

～木造住宅の耐震診断・改修費補助～

いつどこで起こってもおかしくない大地震。

あなたの自宅は大丈夫ですか。

耐震診断によりわが家の耐震性を知り、必要な耐震改修や補強を行きましょう。

市では、耐震診断費用を3分の2以内で上限2万円まで、

耐震改修にかかる工事費用の一部を上限30万円まで補助します。

対象となる住宅(すべての要件を満たすもの)

- ①市内にある木造の一戸建住宅または長屋住宅
- ②昭和56年5月31日以前に着工された住宅
- ③実際に住んでいること
- ④平屋建か2階建

募集件数

- 耐震診断 5棟程度
- 耐震改修 3棟程度

申込期間 6月23日(月)～10月31日(金)

※診断または工事が平成27年1月31日(土)までに完了できるもの

〇建築指導課(☎0848-38-9245)



昭和56年5月以前に建てられた建物は、耐震性が不足している可能性があります。

阪神・淡路大震災では、昭和56年以前に建てられた木造住宅に被害が集中しました。

まずは、ご相談ください。

